

共済ながさき

平成24年1月発行
第152号



佐世保 きらきらフェスティバル

もくじ

年頭のごあいさつ	2
定年退職される皆様へ	3
よくわかる健康講座	4
お口の健康アドバイス	6
保健課からのお知らせ	9
2日ドック及び1日ドックは早めの受診をお願いします	9
お口のチェック（歯科健診）を受診しましょう	9
インフルエンザ予防接種費用の助成について	9
医療機関等へ受診の際は、組合員証または組合員被扶養者証を必ず提示してください	9
特定健康診査・特定保健指導は必ず受診しましょう	10
任意継続組合員の資格取得と資格喪失について	11
入学貸付・修学貸付のご案内	12
共済貯金を始めませんか	13
退職予定の皆様へお知らせ	13
マリンパレスかごしま	14



年頭のごあいさつ

理事長 奥 村 慎太郎
(雲仙市長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、共済組合を取り巻く状況としまして、社会保障改革につきましては、政府・与党より、昨年6月30日に「社会保障・税一体改革成案」で示された個別分野の具体的改革内容に従い、今後の通常国会へ関連法案が提出されると予想されます。

その中で、医療保険制度につきましては、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直し、介護納付金の総報酬割の導入などが改革内容に盛り込まれており、当組合の短期給付事業へも影響を及ぼすものとなっています。

また、公的年金制度につきましては、引き続き被用者年金一元化の具体的内容について検討され、通常国会への法案提出に向けて進められていく中で、共済制度の在り方や共済組織の役割がどのように位置づけられるのか、引き続き今後の動向を注視していかなければなりません。

その他、医療保険者に義務付けられた40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象とする、「特定健康診査」及び「特定保健指導」を実施しておりますが、予防医学の視点に立った事業の趣旨をご理解いただき、受診率の向上に向け、引き続き組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いいたします。

このような状況の中、今後も社会保障制度全般についての情勢を注視しつつ、その他、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めて参りたいと考えております。

本年も皆様方のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹んで新年のお祝いを
申し上げます。



元旦

長崎県市町村職員共済組合
理事長 奥 村 慎太郎
ほか 役職員一同

定年退職される皆様へ

○年金請求と年金支給についてのお知らせ

定年退職される方は、年金の請求手続きが必要です。

請求手続きについては所属所の共済組合事務担当課にお尋ねください。

退職共済年金請求に必要な提出書類

提 出 書 類	退職時に初めて年金を 請求される方	在職中に請求され既に 年金決定を受けている方
退職共済年金請求書	○	—
退職共済年金退職改定請求書	—	○
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	○	○
基礎年金番号が確認できる書類（基礎年金番号通知書の写し等）	○	—
年金加入期間確認通知書 ※1	○	—
年金証書(写)	他の公的年金の受給権を有する方のみ必要です。	
年金受給権者再就職届書 ※2	再就職(厚生年金等に参加)される方のみ必要です。	

長期加入者（組合員期間44年以上）と障害者（障害等級3級以上）の特例に該当する場合は、上記の他にも必要な提出書類がありますので、所属所の共済組合事務担当課にお尋ねください。

※1【年金加入期間確認通知書】

- ・他の公的年金制度の加入期間(国民年金、厚生年金等)がある方はお早めにご準備ください。
- ・発行については、年金事務所(旧社会保険事務所)等で手続きを行ってください。

※2【年金受給権者再就職届書】 届出が必要なのは次の方です。

- ・厚生年金保険の被保険者
- ・国会議員、地方議会議員及び私立学校教職員共済制度の加入者

年金の支給日

- ・年金の支給日は偶数月の15日（金融機関が休業日の場合は、その前営業日）です。
- ・平成24年3月末に退職される方の初回支給日は平成24年6月15日となります。
(提出書類に不備があった場合、送金できない場合がありますので、ご注意ください。)

支 給 月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払月分	12、1月分	2、3月分	4、5月分	6、7月分	8、9月分	10、11月分

○再就職予定の方は特にご注意ください！

次の場合は、年金の全額又は一部が支給停止となることがあります。届出が遅れますと過払いが発生し、後日、返還していただくことがありますのでご注意ください。

- ・公務員として再就職したとき
- ・民間企業等に再就職し、厚生年金保険に加入したとき
- ・国会議員、地方議会議員に就任したとき
- ・私立学校教職員共済制度に加入したとき
- ・雇用保険法による失業給付を受給するとき

よくわかる健康講座

すてきに歳を重ねましょう

今回のテーマは『高血圧症』です。



高血圧が気になる方は、
気軽に健診や医療機関を
ご利用下さい。

日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
医療技術部長 田崎洋文（専門 循環器）
長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2127（直通）
FAX 0957-43-2274

高血圧症は国内で約4000万人が罹患していると推計されており国民病といえます。現代は飽食、運動不足さらにストレスの時代といわれます。さらに人類の文明化と共に出現した食塩の過剰摂取が加わり、私達は非常に高血圧症を発症しやすい環境に住んでいます。最近健診でよく取り上げられている生活習慣病はそのような現代の環境のなかで生活スタイルの変化とともに増加してきた病気です。生活習慣病には高血圧症の他に高脂血症、糖尿病、心筋梗塞、脳梗塞などがあります。高血圧はこれらの代謝性疾患や動脈硬化性疾患と深く結びついており互いに増悪因子や発症誘因となっています。最近生活習慣病に加えられたメタボリックシンドロームも診断基準に高血圧が組み込まれており、メタボリックシンドロームで血圧が全く正常という人は少ないのではないのでしょうか？（※生活習慣病には、その他に喫煙や飲酒とも関連が深い悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患、肝炎なども含まれます。）

高血圧症は昔からサイレントキラーと言われていています。高血圧自体に症状がないために、軽度の高血圧を放置しているうちに合併症である脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の病気が発症してしまっ、漸く医療機関を受診し高血圧の治療を始めることも今なお多いと思います。その場合、これらの合併症の再発や増悪を予防する目的で、いわゆる二次予防として高血圧治療が行われます。しかし、最近次第に一次予防の重要性が認識されるようになってきました。病態の進展や合併症が発症した後戻りができなくなる前に、軽度の高血圧であってもリスクの高い状態を早い段階から診断し生活習慣の改善や治療を開始することが勧められるようになってきました。

日本高血圧学会は2009年に高血圧治療ガイドラインの改訂版を出して、個々の患者さんに合わせた病態把握とリスク診断および降圧目標を設定し、きめの細かい治療を目指すよう推奨しております（表1、2）。しかしながら、現在でも30歳代、40歳代の高血圧患者さんの多くが未治療であり、一方治療中の高血圧患者さんでも降圧目標を達成しているのは約半数に留まっているのが現状で今後の課題となっています。逆にいうと、有望な降圧薬が開発され続々と臨床現場に登場している今日でも血圧を目標値まで完璧にコントロールするのは難しいことであり、患者さんご自身も本気で取り組まなければならない課題といえるでしょう。

表1 成人における血圧値の分類 (mmHg)

分 類	収縮期血圧	拡張期血圧
至適血圧	<120	かつ <80
正常血圧	<130	かつ <85
正常高値血圧	130-139	または 85-89
I度高血圧	140-159	または 90-99
II度高血圧	160-179	または 100-109
III度高血圧	≥180	または ≥110
(孤立性)収縮期高血圧	≥140	かつ <90

表2 降圧目標

若年者・中年者	130/85mmHg未満
高齢者	140/90mmHg未満
糖尿病患者 CKD患者*	130/80mmHg未満
心筋梗塞後患者 脳血管障害患者	140/90mmHg未満

*CKD患者（慢性腎臓病患者）

高血圧症には大きく分けて、原因が明確でなく主に遺伝的素因の関与が考えられる本態性高血圧症と明らかな原因のある二次性高血圧症があります。前者が高血圧症の9割近くを占めています。二次性高血圧症は原因が究明され、診断が確定すれば原因別の治療が決まり治療方針は明快です。しかしながら、本態性高血圧症は遺伝的素因の関与が考えられていますが、発症には多くの因子が関わっており、単一の治療に対する反応は必ずしも良好ではなく専ら複合的な治療が行われます。その中には、薬物治療の他、減塩、減量、運動、節酒等の生活習慣の修正が含まれます（表3）。生活習慣の改善は高血圧治療の基本であり、これらを抜きにして良好な血圧コントロールの達成は困難です。したがって高血圧治療には、ご本人とご家族、担当医および関係者の皆さんの理解と協力により成り立つこと、高血圧の発症には遺伝的素因の関与が考えられ、薬の内服や生活習慣の改善で一時的に血圧のコントロールがよくなっても注意を怠れば元に戻るため一生注意を払わなければならないことを忘れないことが大切です。

表3 生活習慣の修正項目

1.減塩	6g/日未満
2.食塩以外の栄養素	野菜・果物の積極的摂取※ コレステロールや飽和脂肪酸の摂取を控える魚(魚油)の積極的摂取
3.減量	BMI(体重(kg)÷身長(m) ²)が25未満
4.運動	心血管病のない高血圧患者が対象で、中等度の強度の有酸素運動を中心に定期的に(毎日30分以上を目標に)行う
5.節酒	エタノールで男性20-30ml/日以下、女性10-20ml/日以下
6.禁煙	

生活習慣の複合的な修正はより効果的である

※重篤な腎障害を伴う患者では高K血症をきたすリスクがあるので、野菜・果物の積極的摂取は推奨しない。糖分の多い果物の過剰な摂取は、特に肥満者や糖尿病などのカロリー制限が必要な患者では勧められない。

最近家庭血圧計も普及し、自宅でも血圧を測定している方が多くなりました。また、各自治体で始まった特定健診を受診して初めて高血圧を指摘された方もいらっしゃると思います。高血圧はこれまで病気をしたことのない一見健康な人だけでなく、他の疾患に罹患して治療を受けている方にも認められます。そのような場合リスクの程度に応じて治療が行われます。厚生労働省がまとめた『健康日本21』では、疫学調査研究の結果から国民の収縮期血圧レベルを2mmHg低下させることができれば脳卒中罹患率は6.4%減少（国内全体で約20000人減少）し、虚血性心疾患（狭心症や心筋梗塞など）罹患率は5.4%減少（国内全体で約5400人減少）することが期待されています。これら高血圧の合併症で不幸にも人生半ばで急逝される方がいる一方で、我が国は既に高齢化社会に突入しており、長崎県でも人口の高齢化が進行し、そのうちに多くの人が90歳までの人生設計を必要とするようになってくるでしょう。明るい未来を迎えるためにも、高血圧が気になる方は、お気軽に最寄りの健診施設や医療機関を受診され、ご自身の高血圧治療に取り組んでみられてはいかがでしょうか？

お口の健康アドバイス



長崎県歯科医師会
地域保健委員会 副委員長
松永 敏浩 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会地域保健委員会、副委員長の松永敏浩です。
長崎市小江原で開業しています。

歯とお口の健康度チェック

「うちの家系はむし歯になりやすい…」こんな声を患者さんからよく聞きます。では、「むし歯になりやすい、なりにくい」を本当は何をもとに考えたらいいのでしょうか。また、どうすれば自分の弱点を把握でき、補えるのでしょうか。

むし歯のかかりやすさを正確に知るには、専門的な検査が必要ですが、ここでは、年齢を目安に考えてみましょう。

しかるべきケアをせずにいると、生えてから5～10年の間に、ほとんどの歯がむし歯におかされてしまいます。よって、12歳でむし歯にかかった歯がない場合はかなりむし歯になりにくいといえますし、2本の歯がむし歯になっていれば、むし歯のかかりやすさは普通ということがいえます。(1.7歯が平成17年の日本の平均です。) それでは、日本人の大人ではどうでしょう。20歳くらいで上あごの前歯にむし歯がない場合や30～55歳で健全歯(治療してない歯)が20本以上あれば、むし歯になりにくいと考えられています。また、50歳以上で抜けた歯が3本以内であれば、8020(80歳で20本の自分の歯を残す)を達成できるかもしれません。

ただし、ここで挙げた年齢は、今までのカリエス・リスクはどうであったのかの判断にはなりませんが、あなたの現在、さらには将来のカリエス・リスク及び歯周病のリスクがどうであるかは以下に述べる年代別チェックで確認しましょう。

思春期における歯とお口の健康とケア

思春期から成人期にかけては、生活環境の変化に伴い、むし歯だけでなく歯周病(歯肉炎・歯周炎)のリスクが高まる時期でもあります。早めに歯肉をチェックする習慣を身につけ歯と歯肉を健康に保ちましょう。

思 春 期

むし歯の増加期

思春期は、声変わりを始め体の変化が生じるだけでなく、自我への目覚めや社会生活への興味や関心が広がる時期です。成長にともなって、友人などとの外出時の飲食や夜更かしなどでの間食の増加など、親の目が届きにくくなり、せっかく学童期に身につけた歯みがきの習慣も怠りがちになります。そんなこの時期こそ、もう一度むし歯に対するリスクを考える時間を親子で作ってみてはいかがでしょうか。歯みがきの習慣をもう一度身につけてセルフケアの実践で、お口を健康に保ちむし歯を防ぐようにしましょう。

歯肉炎の増加期

思春期はホルモンの不調和や生活の変化によって「歯肉炎」が起きやすい時期でもあります。しかし、歯肉炎の初期は、痛みもなく気づきにくいことがほとんどです。歯みがきの前に鏡を見ながら歯肉のセルフチェックをして、その早期発見と予防を心がけることが大切です。ていねいな歯みがきを心がけ、健康な歯肉を保ちましょう。

成 人 期

歯周炎の発症期

成人期は、仕事や家庭に忙しい時期でもあり、歯や歯肉の痛みや不快感がなければ自分の口あまり関心が向きづらい年代です。食事の時間が不規則になり、外食が増加することでの栄養不足や、喫煙や糖尿病といった生活習慣病リスクが増える中、自身の健康管理がおろそかになりがちになります。こうした中、むし歯はもちろんのこと、歯肉にとっては最も危険な時期になるのです。

壮年期以降における歯とお口の健康とケア

年齢が高くなるにつれて、歯肉がやせ、歯の根元や補綴物の下からむし歯になりやすくなります。また、唾液（だえき）の量が減り、ネバネバしてくるため、自浄作用は低下します。

歯 の 特 徴

歯の喪失期

40歳以降は、年齢とともに歯周病やむし歯が進行しやすく、喪失歯も多くなります。働き盛りで時間的に通院が困難な場合が多く、手遅れになりがちのため、年に1～2回は定期健診を受けることが大切です。

また、服薬などの影響でも唾液（だえき）量が減少し、むし歯や歯周病が進行しやすくなる場合があります。歯みがきや歯間清掃に併せ、歯科医院での定期健診や歯石除去および歯面清掃などの処置を受けることが大切です。

歯周病（歯肉炎、歯周炎）の進行

壮年期以降は、歯周病の予防が特に重要です。歯と歯肉の境目のていねいな歯みがきと歯間清掃を心がけましょう。また、喫煙は歯肉の抵抗力を低下させ、歯周病を進行させやすく治りにくくし

ます。歯周病の予防と治療には喫煙習慣の改善も大きなポイントです。

歯根にむし歯多発期

歯周病の進行や誤ったみがき方などで歯肉が下がり、歯根が出てきます。この表面はエナメル質よりもやわらかくむし歯にかかりやすいため、フッ素配合ハミガキ（歯磨き粉）を使うのが効果的です。

注 意 点

歯間ブラシを併用した歯みがきを

- ・歯肉が下がり、歯と歯の間にすき間がある場合は、歯間ブラシを併用しながら、歯と歯の間のプラーク（歯垢）をじょうずに除去することが大切です。
- ・人工歯（ダミー）の下は歯間ブラシを使ってみがきましょう。
- ・露出した歯の根の部分は、やわらかいため傷つけないように軽い力でみがきましょう。



歯根露出の歯のみがき方

入れ歯（義歯）と残っている歯のお手入れ

歯を抜いたままにしておくと、抜けた分だけ噛む力が低下するばかりでなく、抜けた歯のまわりの歯が移動するので、上下のかみ合わせ（咬合）が悪くなり、どんどん噛む力が弱まってしまいます。歯を抜いた場合には入れ歯（義歯）を入れましょう。そして食後には、入れ歯および残っている歯の清掃をていねいに行いましょう。また、入れ歯が合わない場合は、必ず歯科医院で相談しましょう。総入れ歯（総義歯）も部分入れ歯（局部義歯）も、必ず外してから清掃しましょう。



ブリッジの下

部分入れ歯の場合、ばね（クラスプ）の部分は歯間ブラシを使ってていねいにみがきましょう。

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

2日ドック及び1日ドックは早めの受診をお願いします

2日ドック受診助成券及び1日ドック受診助成券の有効期間は平成24年3月31日までとなっていますが、例年、ドックは年度末に受診が増加する傾向にあり、希望する医療機関等で受診できない場合もあります。

助成券の交付を受けられてまだ受診されていない方は早めの受診をお願いします。

なお、受診の際は、ドック受診助成券と組合員証または組合員被扶養者証を医療機関等へ必ずご提出ください。



お口のチェック（歯科健診）を受診しましょう

共済組合では、長崎県歯科医師会のご協力により、歯科医院において口腔検査や口腔衛生指導を受けるお口のチェックを実施しています。積極的に受診しお口の健康管理に役立てましょう。

なお、申し込みについては平成24年1月末日まで受け付けていますので、詳細は所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

インフルエンザ予防接種費用の助成について

共済組合では、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を組合員及び被扶養者（地方公共団体からの助成を受ける者を除きます。）に対して行っています。

平成23年10月1日から平成23年12月31日までに受けた予防接種を対象とし、請求にはインフルエンザ予防接種費用助成金請求書及び領収書（予防接種名、医療機関名、接種対象者及び接種額が明記されているもの。）が必要となります。

請求方法等詳細は所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

医療機関等へ受診の際は、組合員証または組合員被扶養者証を必ず提示してください

組合員または被扶養者の方が保険医療機関等へ受診する際は、組合員証または組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を提示することにより、自己負担相当額を窓口で支払うこととなります。

しかし、組合員証等を窓口で提示せず保険医療機関等を受診した場合は、一旦医療費等の全額を負担することとなります。

日頃から携帯し、保険医療機関等へ受診の際は、必ず窓口で提示してください。



特定健康診査・特定保健指導は必ず受診しましょう ～忘れずに早期受診を～

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）は、皆様の体の状態を把握し、病気の進行を早期に発見及び改善できる良い機会です。本年度に特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券の交付を受けられてまだ受診していない方は、有効期限が平成24年3月31日までとなっておりますので、早めの受診をお願いします。

また、特定健康診査等は目標値を設定して実施しており、毎年度11月1日までに前年度の実施結果等を国へ報告することが義務付けられています。目標値の達成状況は、後期高齢者支援金の額に反映されるため、皆様の短期掛金の増額につながるおそれもありますので、積極的な受診をお願いします。

表1 国への報告結果（平成22年度実施分）

特定健康診査

	対象者数	目標値	受診者数	実施率
組 合 員	9,201人	85%	8,796人	95.6%
被扶養者	5,079人	55%	1,930人	38.0%
合 計	14,280人	74%	10,726人	75.1%

特定保健指導

	対象者数	目標値	受診終了者数	実施率
組 合 員	2,129人	35%	129人	6.1%
被扶養者	168人		4人	2.4%
合 計	2,297人		133人	5.8%

表2 平成23年度受診状況（11月末現在）

特定健康診査

	対象者数	目標値	受診者数	実施率
組 合 員	9,033人	85%	5,109人	56.6%
被扶養者	4,903人	60%	681人	13.9%
合 計	13,936人	76%	5,790人	41.5%

特定保健指導

	対象者数	目標値	受診者数 (利用中者を含む)	実施率
組 合 員	1,079人	40%	2人	0.2%
被扶養者	45人		0人	0%
合 計	1,124人		2人	0.2%

～任意継続組合員の資格取得と資格喪失について～

退職後の医療保険制度である任意継続組合員について説明します。

任意継続組合員は、退職の日の前日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方が、退職の日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を退職した所属所を経由して共済組合へ提出することにより資格を取得することができます。

任意継続組合員の加入期間は2年間で、所定の保険料（任意継続掛金）を納付することにより、在職中と同様の短期給付（傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金を除く。）を受けることができます。

任意継続掛金の納付は前納制となっており、毎月納付のほか1年分、半年分を一括して納付する方法があり、この場合は割引があります。また、40歳以上65歳未満の者は介護保険の保険料（介護任意継続掛金）を併せて納付していただくこととなります。

○ 任意継続組合員が、次に該当する場合はその資格を喪失します。

- (1) 任意継続組合員になった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 亡くなったとき。
- (3) 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき。（払込の遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）
- (4) 組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者及び船員保険の被保険者を含む。）となったとき。
- (5) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。（※）

上記（1）及び（3）の場合を除き、「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合へ提出することとなります。

（※）国民健康保険に加入する場合やご家族の被扶養者となる場合には、喪失希望日の前月末日までに「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合へ提出してください。

（例）平成25年4月1日 国民健康保険加入予定により喪失の場合は、共済組合へ平成25年3月末日までに必着すること。

任意継続組合員証等につきましては、資格喪失後、速やかに共済組合へ返還してください。

特に、組合員被扶養者証をお持ちのご家族には、資格喪失後は使用できない旨を必ず事前にお知らせください。

入学貸付・修学貸付のご案内

これから進学および進級のシーズンを迎えますが、お子様の高校、大学、専門学校等の入学金や授業料等、教育費の借入れをお考えの方は、共済組合の入学貸付、修学貸付をぜひ活用ください。

貸付種類	入学貸付	修学貸付
貸付事由	組合員又は被扶養者（被扶養者でない子を含む）の入学費用	組合員又は被扶養者（被扶養者でない子を含む）の修学費用
対象学校	学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校 国内の貸付対象となる学校に相当する外国の学校	
貸付限度額	給料月額6か月分 (最高限度額200万円)	修業年限に相当する月数1か月につき 10万円（1年ごとに最高120万円） ※3月、4月のみ120万円
償還方法	元利均等償還 貸付けを受けた月の翌月から償還開始 償還回数は、貸付金額により25回から120回	元利均等償還 修学期間中は、元金の償還は据置きとなり利息のみの償還となります。 償還回数は、修学期間が終了した月の翌月から、貸付金額により36回から150回
貸付利率	年利2.72%（貸付債権の保全に要する費用の一部負担金率 年利0.06%を含む） 平成24年1月1日現在 (国の財政融資資金利率に伴い、年利2.72%～4.42%の範囲で変動します。)	
申込み書類	・貸付申込書 ・印鑑登録証明書 ・借入状況等申告書 ・経費の内訳書 ・合格通知書（写）又は入学許可書 ・入学案内書（写） (入学金または授業料が確認できるもの) ・賃借契約書（写） (家賃等の借入れを行う場合に提出) ・海外留学の場合は証明書 ・戸籍抄本等 (被扶養者でない場合に提出)	・貸付申込書 ・印鑑登録証明書 ・借入状況等申告書 ・経費の内訳書 ・入学許可書又は在学証明書 (2月3月に申し込む場合は在学証明書を事後提出する旨の申出書) ・入学案内書（写） (授業料が確認できるもの) ・賃借契約書（写） (家賃等の借入れを行う場合に提出) ・海外留学の場合は証明書 ・戸籍抄本等 (被扶養者でない場合に提出)

(注) 既に支払済みの入学費用、修学費用の申込みはできません。

共済貯金を始めませんか

毎月決まった額を給料から天引きされるため、確実に貯金することができます。
ぜひこの機会に共済貯金をご利用ください。

利 率	年0.4%（税引前）利息は3、9月末日に計算し、翌日に元本に繰り入れます。
積立単位	1,000円単位とお手軽です。
新規加入	毎月受け付けていますので「積立貯金加入申込書」を共済事務担当者にご提出ください（翌月の給料から積立開始。）。ただし、1年間は払戻しができません。
払 戻	月2回（手数料不要）。「積立貯金払戻請求書」に登録印を押印のうえ共済事務担当者にご提出ください。
税 金	支払利息の20%を分離課税として控除します。

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
平成24年 2月送金	1月31日	2月15日	2月3日	2月29日
	2月15日	2月29日		
平成24年 3月送金	2月29日	3月15日	3月5日	3月23日
	3月15日	3月23日		
平成24年 4月送金	3月30日	4月13日	4月5日	4月27日
	4月13日	4月27日		

※ 締切日までに共済組合へ必着するよう手続きしてください。締切日を過ぎますと送金できません。
※ 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残額です。

退職予定の皆様へお知らせ

退職後は福祉事業（貸付事業・貯金事業・遺族附加年金事業）を受けることができません。退職予定の方で、共済貸付金の未償還金がある場合、共済貯金に加入している場合及び遺族附加年金事業に加入している場合は、それぞれ次の手続きが必要となります。

【共済貸付金の未償還金がある場合】

次の①または②のいずれかにて返済していただきます。

- ①退職手当金から未償還金を控除することにより返済する。
- ②在職中に繰上償還することにより返済する。（繰上償還申出書を退職日の前月末日までに提出）

【共済貯金に加入している場合】

「積立貯金解約請求書」に必要事項を記入・捺印（共済組合届出印）し、また、非課税貯蓄制度を利用している方は、「非課税貯蓄廃止申告書」も併せて所属所の共済組合事務担当者を通じて、すみやかに提出してください。

【遺族附加年金事業に加入している場合】

退職月の前月の給与控除分まで保険料を納めてください。

3月末日退職予定者で2月の給与控除分まで保険料を納めた方は、平成23年度の配当金が平成24年6月中に支払われます。

マリンパレスかごしま



特別室(和洋室)



和室



洋室



ホテル外観(全客室オーシャンビュー)



風呂(8F パノラマ温泉)

目の前に広がる波穏やかな錦江湾と雄大な桜島を眺めながら、安らぎの時間をお過ごし頂けます。
クオリティーの高い充実した設備と「おもてなしの心」で旅の思い出作りをお手伝いいたします。
安らぎに満ちたご宿泊をどうぞ。

1名料金

シングル 1室1名様 ¥7,426 (サ・税込)

ツイン 1室2名様 ¥6,849 (サ・税込)

和室 1室4名様 ¥6,271 (サ・税込)

※上記料金は1名様1泊「朝食付」の料金となります(サービス料税込)



会席料理一例



ご予約・お問い合わせは **マリンパレスかごしま**
〒890-8527 鹿児島市与次郎二丁目9番8号 ホームページ <http://www.maripala.com>
Tel.099-253-8822 E-mail yoyaku@maripala.com